

鯖江市制70周年記念式典企画・運營業務プロポーザル実施要領

鯖江市制70周年記念式典を円滑かつ効率的に実施するため、公募型プロポーザル方式により広く企画提案を求め、その内容および業者の能力を総合的に比較検討し、最も適当を判断される提案者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 事業の目的

鯖江市は昭和30年に市制施行し、来年1月15日をもって市制施行70周年の節目を迎えることを市民とともに祝福し、先人たちの功績に感謝するとともに、更なる鯖江市の発展を祈念し、記念式典を実施する。

2 事業の概要

- | | |
|----------|--------------------------------|
| (1) 名称 | 鯖江市制70周年記念式典 |
| (2) 実施日時 | 令和7年1月15日（水）13時30分から15時30分ごろまで |
| (3) 会場 | 鯖江市文化センター |
| (4) 参加人数 | 800名程度 |

3 業務の内容

- (1) 業務名 鯖江市制70周年記念式典 企画・運營業務
- 令和6年3月に策定された「めがねのまちさばえビジョン2040」における「行動しよう 思いをカタチに」をテーマに、市制60周年以降のまちづくりの実績と、みんなでつくる2040年の鯖江市をコンセプトとする。
- (2) 委託する業務内容
- ① 鯖江市制70周年記念式典
- ア. 企画業務
- (ア) 式典の企画および進行台本を作成すること。
- ・式典進行の中で表彰（市政功労表彰、市制70周年記念表彰など）を行うこと。（50名程度）
 - ・国歌独唱者と市民憲章唱和者を鯖江市ゆかりの者から手配し各種調整を行うこと。
 - ・上記以外にも、参加者（個人や団体）は市より指定する場合がある。
 - ・参加者に対する謝礼は、委託予算から支払うこと。
- (イ) アトラクションの企画を行うこと。
- ・鯖江市ゆかりの者による企画を行うこと。
 - ・鯖江市の動物を含めたシンボルマークの発表の場を設けること。
 - ・上記以外にも、アトラクションの出演者（個人や団体）は市より指定する場合がある。

- ・アトラクション参加者に対する謝礼は、委託予算から支払うこと。

(ウ) 記念映像を作成すること。(10分程度)

- ・企画、デザイン、文章、製作などの一連の作業を行うこと。
- ・テーマおよびコンセプトに沿った内容とすること。
- ・鯖江市ゆかりの著名人や市民からのビデオレターを撮影すること。
- ・映像素材(ビデオレター以外)については、鯖江市が用意するもののほか、必要に応じて撮影を行うこと。
- ・企画、製作にあたっては、鯖江市と十分に協議を行い進めること。
- ・同映像に関する著作権その他一切の権利は、鯖江市に帰属するものとする。

イ. 運営業務

(ア) 式典およびアトラクションの運営および進行管理を行うこと。

- ・式典参加者の手配および招待状の発送は市で行う。
- ・手話通訳を手配し、各種調整を行うこと。
- ・手話通訳に対する謝礼は、委託予算から支払うこと。

(イ) 製作した記念映像を式典の中で上映すること。

(ウ) 会場の設営および撤去を行うこと。(備品、補足音響機材、看板等の調達を含む。)

- ・できるだけ会場付属備品等を活用し、費用の削減に努めること。
- ・会場設営から式典等業務の途中および撤去に至るまでに発生した全ての廃棄を適切に処分すること。
- ・会場内での音響の調節・管理を行うこと。

(エ) 文化センター前駐車場および総合体育館前広場駐車内の車両の誘導、整理

② 各種印刷物の作成

デザイン、製作などの一連の作業を行うこと。なお、製作にあたっては、鯖江市と十分に協議を行い進めるとともに、校正は原則2回とする。

ア. 式次第の印刷

- ・式次第の仕様は次のとおりとする。

規格 A3三つ折り仕上げ

紙質 マーメイド(210kg)

印刷 両面モノクロ印刷

部数 1,000部

その他 鯖江市公式ホームページに掲載されている鯖江市年表のQRコードや、鯖江市ブランディングブック「つくる、さばえ」のQRコードなどを表紙に表示

イ. 案内状の印刷

- ・案内状の仕様は次のとおりとする。

規格 205mm×152mm Wカードスジ入り

印刷 モノクロ印刷

種類 4種類程度（特別来賓用、一般招待者、市政功労者、記念功労者）

部数 1,000部（招待者数に応じて増減あり）

ウ. 案内図の印刷

- ・案内図の仕様は次のとおりとする。

印刷 モノクロ印刷

部数 1,000部（招待者数に応じて増減あり）

③ その他

ア. 各種法令を遵守すること。

イ. 催事施設の各種規定を遵守すること。

ウ. 事業終了後、実施報告書を提出すること。（A4、カラー、写真添付）

エ. 鯖江市制70周年記念ロゴマークを使用すること。（市提供）

(3) 委託予算（消費税等相当額を含む。）

530万円を上限とする。

4 プロポーザル参加資格要件

会場設営・映像作成の業務をすべて実行できる者で、かつ以下の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始または破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 国税および地方税を滞納していないこと。
- (4) 鯖江市競争入札参加資格を有していること。
- (5) 福井県および鯖江市において、公告日から契約締結日までの間指名停止を受けていないこと。
- (6) 法人およびその役員が、鯖江市暴力団排除条例（平成23年鯖江市条例第10号）に規定する暴力団、暴力団員およびそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 過去10年間に於いて、イベント企画運営業務（官民は問わない）の受託実績があること。
- (8) 仕様書に定める内容を遂行できること。

5 実施要領等の配布

(1) 配布期間

令和6年7月25日（木）から令和6年8月9日（金）正午まで

(2) 配布方法

問合せ先に事前連絡後、鯖江市公式ホームページからダウンロードし取得する。

6 参加手続について

(1) 公告

令和6年7月25日（木）に鯖江市役所前の掲示場にて掲示する。また、鯖江市ホームページにも掲載する。

本プロポーザルに参加を希望する場合は、参加表明書（様式第1号）等を作成し、次のとおり提出することとし、当該プロポーザル参加資格の審査を受けなければならない。

(2) 提出書類

- ① 参加表明書（様式第1号）
- ② 宣誓書（様式第2号）
- ③ 会社概要書（様式第3号）
- ④ 登記事項証明書または登記簿本（発行後3か月以内のもの）
- ⑤ 納税証明書（国税および地方税に滞納がないことの証明書）

(3) 参加を辞退する場合

参加表明書提出日以降に参加を辞退する場合、辞退届（様式第4号）を上記参加表明書の提出場所に事前に電話連絡の上、持参して提出すること。なお、辞退届の提出があった場合でも、既に提出された書類は返却しない。

(4) 提出期限

令和6年8月9日（金）正午必着

(5) 提出場所

〒916-8666

鯖江市西山町13番1号

鯖江市総務部行政管理課 行政管理グループ

TEL：0778-53-2200

FAX：0778-51-8155

E-mail：SC-Gyosei@city.sabae.lg.jp

(6) 提出方法

事前に電話連絡の上、持参して提出すること。

7 企画提案書等の提出

参加表明書を提出し、このプロポーザルに参加する者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。なお、企画提案書等は参加表明書の提出と同時であっても差し支えない。また、提案は1者1案とする。

(1) 提出書類

① 企画提案書

ア. A4版 縦 横書 左綴じ（様式自由）

イ. 提出部数は8部とする。

ウ. 表紙を付け「市制70周年記念式典企画・運營業務企画提案書」と記載すること。

② 記念映像のサンプル映像

- ア. 動画形式は原則としてWindowsPCで再生できるものとする。
- イ. 提出媒体はDVDまたはSDカードまたはUSBメモリーとする。（ウィルスの混入が無いよう徹底すること。）

③ 見積書 1部

- ・ 見積書については、諸経費等の積算の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること。
- ・ 本プロポーザルで提出を求める見積書は、優先交渉権者選定のための資料であるので、提出された見積書の額は、業務を実際に委託する際の契約額ではない。
- ・ 見積書の宛名は「鯖江市長」、業務名を「鯖江市制70周年記念式典企画・運営業務」とし、貴社の住所、会社名、代表者名を明記し、会社印、代表者印を押印のこと。

(2) 提出期限

令和6年8月21日（水）正午必着

(3) 提出場所・問合せ先

上記参加表明書の提出場所に同じ

(4) 提出方法

事前に電話連絡の上、持参して提出すること。

(5) 問合せ方法

質疑については、令和6年8月5日（月）正午まで文書（書式自由）により受け付ける。FAXや電子メールでも受け付けるが、その際は同時に担当者まで電話連絡を必要とする。

回答については、令和6年8月7日（水）を目処に、企画提案書の提出に応じる予定の者全員にFAXまたは電子メールにて行う。

(6) その他

提出された企画提案書は返却しない。また、提出以降における企画提案書の追加、差替えおよび再提出は認めない。

提出された企画提案書について、本市は公表および本委託業務以外の用途に使用しないものとする。

本委託業務以外で作成した企画提案書をそのまま利用して提出することはできない。

8 プレゼンテーションの実施について

- (1) 企画提案書を提出した者は、プレゼンテーションを行うこと。
- (2) 実施日は、令和6年8月27日（火）から30日（金）までのいずれか1日を予定しているが、詳細は企画提案書等を提出した者に対して連絡する。
- (3) プレゼンテーションの参加に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (4) 説明時間は、サンプル映像の視聴も併せて20分以内とし、その後10分ヒアリングとする。
- (5) 企画提案書に基づき、提案の要点、意図やアピールポイントなどについて説明を行うこと。なお、追加の資料配布は認めない。

- (6) 業務責任者となる予定の者は、原則出席すること。
- (7) ホワイトボード、スクリーン、プロジェクターは市で用意するが、パソコンその他必要な機器等は参加者が用意すること。

9 提案内容の審査について

- (1) 本プロポーザルにおける優先交渉権者を選定するため、審査委員会を設置する。
- (2) 審査委員会において、別表に定める審査基準に基づいて評価および採点を行い、優先交渉権者を1者選定する。ただし、評価点（500点満点中300点）を満たさない場合は優先交渉権者とならない。
- (3) 審査を行う上で疑問点や確認事項が発生した場合は、各々の提案者に確認を行う。
- (4) 審査内容、結果についての異議は認められない。

10 審査結果の通知

審査結果については、令和6年9月6日（金）に提案者全てに対して電子メールにて通知するものとする。

11 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。その場合は、本プロポーザルの評価が次順位の者が優先交渉権者となるものとする。

- (1) 提案者がプロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積書の金額が、提案上限金額を上回る場合
- (3) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (4) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (6) 著しく信義に反する行為があった場合
- (7) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (8) 企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (9) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

12 契約の締結

- (1) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的とするものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (2) 業務委託条件・仕様等は、契約段階において市と優先交渉権者、双方協議の上、若干の修正を行うことがある。
- (3) 優先交渉権者との契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。
- (4) 優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、本プロポーザルの評価が次順位の

者が優先交渉権者となり、契約交渉を行い、成立した場合には、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。

13 その他

- (1) このプロポーザルへの参加に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (2) 実施内容については、市と協議の上、決定するものとする。
- (3) 業務履行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (4) 本委託業務の全てを再委託することは一切認めない。ただし、必要により一部を再委託する場合は、市に協議の上、その承認を得るものとする。
- (5) 提出書類は、鯖江市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (6) 本募集要領に定めるもののほか、必要事項については担当課が定める。

別表

	審査項目		内容	配点
1	実施方針・ 実施体制・ 実績	業務実施の確実性	過去に類似の業務で良好な実績を上げているか、同等の成果が期待できるか。	10
		業務遂行の安定性	委託業務を安定的に遂行できる実施体制、実施スケジュール等の業務環境となっているか。	10
2	提案内容	アトラクションの企画	70周年に相応しいアトラクションであり、満足度の高い企画となっているか。	20
		記念映像の企画	記念式典に相応しい魅力的な内容となっているか。	30
		自由提案	独自の発想に基づき、記念式典をより良くする提案になっているか。	20
3	見積	必要経費	業務内容に係る経費 評価点＝配点（10点）×評価係数 ※評価係数＝全提案者のうち最低 提案額÷当該提案額 (小数点以下第2位を四捨五入)	10
合計				100